

表 3.1.2-1 河川水質調査状況

測定場所	透視度 (cm)	pH	SS (浮遊物質) mg/l	DO (溶存酸素量) mg/l	BOD (生物化学的 酸素要求量) mg/l	MBAS (メチレンブルー 括性物質) mg/l	E 'colis (大腸菌群数) MPN/100ml
島々谷川合流点上	>30	7.7	2	11	0.5	—	1.1×10 ²
環境基準 AA 類型	—	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	7.5 以上	1 以下	—	50 以下
寄合渡川	>30	7.5	3	9.8	<0.5	<0.04	8.9×10 ²
忠地川	>30	7.6	8	9.9	0.5	<0.04	3.1×10 ²
環境基準 B 類型	—	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	5 以上	3 以下	—	5,000 以下

出典：松本市の統計(平成 27 年度版 松本市)

表 3.2.3-3(2) 利水状況－簡易水道（平成 27 年 3 月 31 日現在）

市町村	事業名	年間取水量（千m ³ ）									
		地表水			地下水			原水 受水	浄水 受水	その他 湧水等	計
		ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸				
松本市	入山辺	0	0	0	0	0	0	0	34,122	0	34,122
	穴沢	0	0	0	0	0	0	0	8,954	0	8,954
	奈川	0	0	130,217	0	0	0	0	0	128,904	259,121
	安曇	0	0	66,353	0	0	0	0	0	0	66,353
	稲核	0	0	0	0	0	115,749	0	0	0	115,749
	乗鞍	0	0	0	0	0	591,177	0	0	0	591,177
	沢渡	0	0	0	95,669	0	0	0	0	0	95,669
	赤松	0	0	0	6,300	0	0	0	0	0	6,300
山形村	清水高原	0	0	20,988	0	0	0	0	0	0	20,988
朝日村	朝日村	0	0	401,500	440,000	0	7,500	0	0	0	849,000
計		0	0	598,070	562,957	0	714,426	0	43,076	128,904	2,047,433

出典：長野県ホームページ 平成 26 年度長野県の水道（長野県環境部水大気環境課）

表 3.2.7-5 地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

表 3.2.7-6 土壌の汚染に関する環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること		
備考			
<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>			

出典：土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)